

津市社会的事業所事業運営補助金交付要綱

平成27年3月31日訓第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会的事業所の運営を支援することにより、障害者の地域社会に根ざした就労の促進及び社会的かつ経済的な自立の促進を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会的事業所」とは、本市の区域内に所在し、障害者従業員を5人以上20人未満雇用する事業所で、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 継続性のある事業を実施し、この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の終了後も独力で事業を継続する計画を有すること。
- (2) 障害者従業員全員と1週間当たり20時間以上勤務する雇用契約を締結していること。
- (3) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の適用事業所であること。
- (4) 事業所の運営に関し、障害者従業員が意見を述べる機会があること。
- (5) 事業所としての経営方針及び経営計画が適切であるとともに、事業収入を上げ、従業員の処遇を向上させるための経営努力がなされていること。
- (6) 障害者従業員が就労を継続し、かつ、維持できるように支援する機能を有していること。
- (7) 事業所内外において、障害者の理解等に係る啓発活動を行っていること。
- (8) 補助事業の従業員について、事業所内の他の事業の従業員と明確に区分されていること。
- (9) 補助事業の経理について、事業所内の他の事業と区分されていること。

2 この要綱において「障害者従業員」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者のうち、本市の区域内に住所を有するものであって、市長

が社会的事業所での就労を適当と認めるものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、社会的事業所事業運営補助金（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、社会的事業所の事業の運営に必要な費用（以下「補助対象経費」という。）をその対象として、本市の区域内に社会的事業所を設置する次のいずれかに該当する者に対し、これを交付するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(補助金の額等)

第5条 補助金は、補助金の交付を受けようとする年度の各月初日における社会的事業所の障害者従業員の在籍人数に1人当たり5万円を乗じて得た額と、社会的事業所が当該年度において支出した補助対象経費の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを比較して、いずれか少ない額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 補助金は、最初に補助金の交付を受けた年度から3年間を限度として交付するものとする。

(添付書類)

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 所要額調書
- (2) 障害者従業員名簿
- (3) 障害者従業員以外の従業員名簿

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 補助金精算調書

(2) 障害者従業員名簿

(3) 障害者従業員以外の従業員名簿

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年4月1日から施行する。